

梨の木小学校PTA規約細則

第1章 議事の決定、委員の定数、会費

(議事の決定)

第1条 総会、委員会、理事会は出席者の過半数をもって決定し、同数の場合は、議長裁決によって決定する。

(委員の定数)

第2条 地区選出委員は、各地区より1名以上選出する。

第3条 地区の割り当て及び地区選出委員定数は、委員会で決定する。

(会費額)

第4条 会費は、年額1,200円(1か月あたり100円)とし、年度初めに一括して納金する。年度途中の加入者は加入月数額を加入時に納め、中途退会者については、返金しないものとする。

第2章 常置部会

(常置部会の種類)

第5条 常置部会として次の部会を置く。

- (1) 校外活動部会
- (2) 研修部会
- (3) 広報部会
- (4) 地域連携部会

(常置部会の事業)

第6条 校外活動部会は、校外における児童の生活指導と交通安全及び学校行事への協力を企画立案し、これを実行する。

第7条 研修部会は、講演会・研修会・社会見学等の会員の研修及び親睦を図る事業の企画立案をし、これを実行する。

第8条 広報部会は、「PTAだより」等の広報活動の企画立案をし、これを実行する。

第9条 地域連携部会は、「家庭教育推進委員会」等の地域の関係機関と連携を図る。また、正副部長は家庭教育推進委員会の委員を務める。

(部員の構成・組織)

第10条 常置部会は、全委員をもって構成し、ひとり一部会に所属する。

第11条 常置部会は、部長・副部長・書記各1名を選出する。

第12条 常置部会の部長と副部長が、理事にあたる。

第3章 役員の選考

(役員選考委員会の設置)

第13条 次年度の役員候補者選考にあたっては、役員選考委員会を設置して選考し、委員長が理事会で提案する。

(役員選考委員会の組織)

第14条 役員選考委員会は、次の委員をもって構成する。

委員長…… 会長

委員…… 保護者：副会長、書記、会計、各部会の部長・副部長

教職員：顧問(校長)、事務局長

第4章 委員会会議の傍聴

(委員会会議傍聴人細則)

第15条 委員会会議の傍聴にあたっては、「梨の木小学校PTA委員会会議傍聴人細則」に従い、傍聴できるようにする。

附 則 この規約細則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 この規約細則は、平成16年12月1日から施行する。(一部改正)

附 則 この規約細則は、平成18年2月1日から施行する。(一部改正)

附 則 この規約細則は、平成28年4月21日から施行する。(一部改正)

附 則 この規約細則は、平成29年4月20日から施行する。(一部改正)